

市区町村別集計項目(推進体制等)

愛媛県	
市区町村数	20

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	担当課(室)名	所属	事務所掌	庁内連絡会議の有無	諮問機関の有無	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2022年4月1日現在で有効なもの)				
								有			無	有			無	
								条例名称	公布日(西暦)	施行日(西暦)	現在の状況	計画名称	計画期間	女性活躍推進法との関係	計画策定の方法	現在の状況
						13	11	6			20					
38	201	松山市	市民生活課	1	2	1	1	松山市男女共同参画推進条例	2003年7月4日	2003年9月1日		松山市男女共同参画基本計画	2017年4月1日 ~ 2023年3月31日	1	1	
38	202	今治市	人権啓発室	1	2	1	1	今治市男女共同参画推進条例	2006年6月30日	2006年6月30日		今治市男女共同参画計画～いきいきひとプラン～	2020年4月1日 ~ 2030年3月31日	1	1	
38	203	宇和島市	企画課	1	2	1	1	宇和島市男女共同参画推進条例	2006年10月4日	2006年10月4日		第3次宇和島市男女共同参画基本計画	2018年4月1日 ~ 2028年3月31日	1	1	
38	204	八幡浜市	政策推進課	1	2	1	1				0	第2次八幡浜市男女共同参画計画	2017年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1	
38	205	新居浜市	男女参画・市民相談課	1	1	1	1	新居浜市男女共同参画推進条例	2003年7月1日	2003年10月1日		(第3次新居浜市男女共同参画計画)	2021年4月1日 ~ 2031年3月31日	1	0	
38	206	西条市	総務課	1	2	1	1				0	第2次西条市男女共同参画計画 わたしを 活かす・地域をいかす	2016年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1	
38	207	大洲市	企画情報課	1	2	1	1	大洲市男女共同参画推進条例	2005年1月11日	2005年1月11日		第2次大洲市男女共同参画推進計画	2016年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1	
38	210	伊予市	総務課 男女共同参画担当	1	2	0	0				0	第2次伊予市男女共同参画基本計画	2017年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1	
38	213	四国中央市	地域振興課	1	2	1	1				3	第2次四国中央市男女共同参画計画	2015年4月1日 ~ 2025年3月31日	1	1	
38	214	西予市	人権啓発課	1	2	1	0				0	第2次西予市男女共同参画基本計画	2018年3月1日 ~ 2028年3月31日	1	1	
38	215	東温市	総務課	1	2	1	0				0	第2次東温市男女共同参画計画	2016年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1	
38	356	上島町	住民課	1	2	0	1				0	第2次上島町男女共同参画推進計画	2021年4月1日 ~ 2031年3月31日	1	1	
38	386	久万高原町	総務課	1	2	1	1				0	久万高原町男女共同参画推進計画	2021年4月1日 ~ 2031年3月31日	1	1	
38	401	松前町	総務課	1	2	0	0				0	第2次男女共同参画計画・まさき	2014年4月1日 ~ 2024年3月31日	1	1	
38	402	砥部町	企画政策課	1	2	1	1				0	第2次砥部町男女共同参画計画	2021年4月1日 ~ 2031年3月31日	1	1	
38	422	内子町	総務課	1	2	0	0				0	第3次内子町男女共同参画基本計画	2020年4月1日 ~ 2030年3月31日	0	1	
38	442	伊方町	総務課	1	2	0	0				0	第2次伊方町男女共同参画基本計画	2020年4月1日 ~ 2030年3月31日	1	1	
38	484	松野町	ふるさと創生課	1	2	0	0				0	第2次森の国まつの男女共同参画基本計画	2019年11月1日 ~ 2024年3月31日	1	1	
38	488	鬼北町	企画振興課	1	2	0	0	鬼北町男女共同参画推進条例	2007年3月20日	2007年3月20日		第3次鬼北町男女共同参画基本計画	2019年4月1日 ~ 2024年3月31日	1	1	
38	506	愛南町	企画財政課	1	2	1	0				2	第3次愛南町男女共同参画推進計画	2021年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1	

<選択肢回答>

- | | | | | |
|--|-----------------------------|---|--|------------------------------------|
| 所属
1 首長部局
2 教育委員会 | 庁内連絡会議
1 有
0 無 | 男女共同参画に関する条例
現在の状況
1 2023年3月末までの制定を目途に検討中
2 2022年度以降の制定を目途に検討中
3 その他
0 検討していない | 男女共同参画に関する計画
女性活躍推進法の推進計画との関係
1 一体
0 一体でない
計画の策定方法
1 単独計画として策定
0 総合計画の一部として策定 | 現在の状況
1 策定予定有
0 策定予定無 |
| 事務所掌
1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課
2 1ではない | 諮問機関
1 有
0 無 | | | |

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2022年4月1日現在で開設済の施設)					施設形態		管理・運営主体							
			名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複合	施設管理			事業運営		
												直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他
			2							1	1	0	2	0	0	2	0
38	201	松山市	松山市男女共同参画推進センター	コムズ	790-0003	松山市三番町六丁目4番地20	089-943-5776	089-943-0460	https://www.coms.or.jp/coms		○		○			○	
38	202	今治市															
38	203	宇和島市															
38	204	八幡浜市															
38	205	新居浜市	新居浜市立女性総合センター	新居浜ウイメンズプラザ	792-0811	愛媛県新居浜市庄内町四丁目4番19号	0897-37-1700	0897-37-1152	https://www.niihama.or.jp/03/	○			○			○	
38	206	西条市															
38	207	大洲市															
38	210	伊予市															
38	213	四国中央市															
38	214	西予市															
38	215	東温市															
38	356	上島町															
38	386	久万高原町															
38	401	松前町															
38	402	砥部町															
38	422	内子町															
38	442	伊方町															
38	484	松野町															
38	488	鬼北町															
38	506	愛南町															

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設 (2022年4月1日現在で開設済の施設)														
			名称	設立年月日	職員数(人)		予算額(千円)	主 な 事 業									
					常勤	非常勤		広報啓発	講座	相談事業	情報収集・提供	苦情処理	交流促進	企業・NPOとの連携	国際交流	調査研究	その他
			2														
38	201	松山市	松山市男女共同参画推進センター	2000年2月1日	16	1	92,881	○	○	○	○		○	○			貸館
38	202	今治市			0	0	0										
38	203	宇和島市			0	0	0										
38	204	八幡浜市			0	0	0										
38	205	新居浜市	新居浜市立女性総合センター	1990年4月1日	4	2	18,520		○	○	○		○				結婚相談・支援
38	206	西条市			0	0	0										
38	207	大洲市			0	0	0										
38	210	伊予市			0	0	0										
38	213	四国中央市			0	0	0										
38	214	西予市			0	0	0										
38	215	東温市			0	0	0										
38	356	上島町			0	0	0										
38	386	久万高原町			0	0	0										
38	401	松前町			0	0	0										
38	402	砥部町			0	0	0										
38	422	内子町			0	0	0										
38	442	伊方町			0	0	0										
38	484	松野町			0	0	0										
38	488	鬼北町			0	0	0										
38	506	愛南町			0	0	0										

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画に関する宣言			首長、自治会長等の状況															
			宣言年月日	宣言名称	宣言の形態	市区長数	うち女性市区長数	女性比率(%)	副市区長数	うち女性副市区長数	女性比率(%)	町村長数	うち女性町村長数	女性比率(%)	副町村長数	うち女性副町村長数	女性比率(%)	自治会長数	うち女性自治会長数	女性比率(%)	
				1			11	0	0.0	13	0	0.0	9	0	0.0	9	0	0.0	3,344	213	6.4
38	201	松山市				1	0	0.0	2	0	0.0								991	106	10.7
38	202	今治市				1	0	0.0	1	0	0.0								27	0	0.0
38	203	宇和島市				1	0	0.0	1	0	0.0								503	24	4.8
38	204	八幡浜市				1	0	0.0	1	0	0.0								94	1	1.1
38	205	新居浜市	2000年8月5日	男女共同参画都市宣言 女(ひと)と男(ひと)ともにいきいき新居浜宣言	2	1	0	0.0	2	0	0.0								301	21	7.0
38	206	西条市				1	0	0.0	1	0	0.0								523	28	5.4
38	207	大洲市				1	0	0.0	1	0	0.0								33	1	3.0
38	210	伊予市				1	0	0.0	1	0	0.0								50	0	0.0
38	213	四国中央市				1	0	0.0	1	0	0.0										
38	214	西予市				1	0	0.0	1	0	0.0								325	13	4.0
38	215	東温市				1	0	0.0	1	0	0.0								35	2	5.7
38	356	上島町										1	0	0.0	1	0	0.0		6	0	0.0
38	386	久万高原町										1	0	0.0	1	0	0.0		207	13	6.3
38	401	松前町										1	0	0.0	1	0	0.0		23	0	0.0
38	402	砥部町										1	0	0.0	1	0	0.0		58	2	3.4
38	422	内子町										1	0	0.0	1	0	0.0		41	1	2.4
38	442	伊方町										1	0	0.0	1	0	0.0		53	0	0.0
38	484	松野町										1	0	0.0	1	0	0.0		10	0	0.0
38	488	鬼北町										1	0	0.0	1	0	0.0		6	0	0.0
38	506	愛南町										1	0	0.0	1	0	0.0		58	1	1.7

<選択肢回答>
 男女共同参画に関する宣言
 宣言の形態
 1 首長声明
 2 議会の議決
 3 庁内連絡会議の決定
 4 その他

調査時点コード	1	2022年4月1日	2	その他
---------	---	-----------	---	-----

都道府県	市区町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						目標設定の対象である審議会等の範囲						地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況						地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況						(再掲)市町村防災会議(委員のみ)			(再掲)市町村防災会議(会長を含む)			調査時点コード				
		目標値(%)	目標達成期限	審議会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	審議会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	委員会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値	その他	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	その他	地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	その他			
	小計			956	774	13,963	4,026	28.8		681	595	10,877	3,153	29.0	111	63	729	98	13.4	382	35	9.2	506	53	10.5											
38	201	松山市	40.0	2023年3月	55	54	1,386	612	44.2	地方自治法第180条の5に規定される行政委員会 地方自治法第138条の4第3項に規定された付属機関(法律または条例に定めるところにより設置されたもの)	49	49	1,308	603	46.1	6	5	78	9	11.5				53	11	20.8	1				1					
38	202	今治市	40.0	2030年3月	58	54	1,022	328	32.1	地方自治法第202条の3及び第180条の5に基づく審議会等	52	51	980	324	33.1	6	3	42	4	9.5				34	5	14.7	1				1					
38	203	宇和島市	35.0	2028年3月	64	51	1,026	255	24.9	要綱等により設置されている懇談会、会議等	45	38	823	214	26.0	6	3	41	5	12.2	24	3	12.5	25	3	12.0	1				1					
38	204	八幡浜市																																		
38	205	新居浜市	50.0	2031年3月	116	93	2,196	687	31.3	法律又は条例に基づき設置されている付属機関及び規則、要綱等に基づいて設置されるもの。ただし、3年以上休止、廃止、職員のみで構成される場合は除く	47	40	986	280	28.4	6	4	36	6	16.7	29	4	13.8	30	4	13.3	1				1					
38	206	西条市	25.0	2025年3月	64	49	797	197	24.7	地方自治法(180条の5)に基づく委員会等及び地方自治法(202条の3)に基づく審議会並びにそれ以外の審議会等	41	33	521	121	23.2	6	4	42	6	14.3	34	3	8.8	35	3	8.6	1				1					
38	207	大洲市	30.0	2025年4月	84	64	1,230	278	22.6	地方自治法第202条の3により設置している審議会 要綱・規定に基づき独自に設置している審議会 地方自治法第180の5により設置している審議会	41	38	788	203	25.8	6	2	37	5	13.5				21	2	9.5	1				1					
38	210	伊予市	35.0	2027年3月	84	58	1,001	250	25.0	法令または政令により設置されている審議会及び条例、規則、要綱等により設置されている懇談会、会議等	35	30	413	96	23.2	6	3	35	6	17.1	19	2	10.5	20	2	10.0	1				1					
38	213	四国中央市	35.0	2025年3月	67	57	972	273	28.1	地方自治法180条の5及び202条の3に基づく審議会のほか、市の規則や要綱等で定められている審議会	46	41	686	164	23.9	6	3	41	4	9.8	23	0	0.0	24	0	0.0	1				1					
38	214	西予市																																		
38	215	東温市	50.0	2026年3月	54	40	663	227	34.2	全審議会	17	13	203	60	29.6	6	3	35	4	11.4	20	1	5.0	21	1	4.8	1				1					
38	356	上島町	25.0	2026年3月	20	18	207	43	20.8	要綱等により設置されている懇談会、会議等	20	18	207	43	20.8	5	3	22	4	18.2	18	2	11.1	19	2	10.5	1				1					
38	386	久万高原町	30.0	2031年3月	24	20	227	57	25.1	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等	19	17	199	54	27.1	5	3	28	3	10.7	24	3	12.5	25	3	12.0	1				1					
38	401	松前町	50.0	2024年3月	48	38	465	128	27.5	地方自治法第202条の3に基づく審議会等、同法第180条の5に基づく委員会等、その他の審議会	42	35	430	125	29.1	5	3	28	5	17.9	13	4	30.8	14	4	28.6	1				1					
38	402	砥部町	40.0	2031年3月	33	26	341	87	25.5	法令、条例、規則、要綱により設置されている審議会等	29	22	292	74	25.3	5	2	31	4	12.9	24	1	4.2	25	1	4.0	1				1					
38	422	内子町	30.0	2024年3月	46	41	728	198	27.2	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等	45	40	708	196	27.7	5	3	30	5	16.7	21	2	9.5	21	2	9.5	1				1					
38	442	伊方町	35.0	2025年3月	24	19	289	71	24.6	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等	19	17	262	67	25.6	5	2	27	4	14.8	23	2	8.7	24	2	8.3	1				1					
38	484	松野町	30.0	2024年3月	42	30	429	61	14.2	法、条例、規則、要綱等により定めるもの	17	13	192	24	12.5	5	5	26	7	26.9	10	0	0.0	11	0	0.0	1				1					
38	488	東北町	35.0	2024年3月	19	14	262	66	25.2	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等	19	15	262	66	25.2	5	3	27	3	11.1	16	0	0.0	17	0	0.0	1				1					
38	506	愛南町	40.0	2026年4月	54	48	722	208	28.8	条例により設置されている委員会、審議会 要綱により設置されている懇談会	32	28	466	138	29.6	4	3	27	6	22.2	25	4	16.0	26	4	15.4	1				1					

都道府県コード	市区町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						目標設定の対象である審議会等の範囲						地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況						地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況						(再掲)市町村防災会議(委員のみ)			(再掲)市町村防災会議(会長を含む)				
		目標値(%)	目標年度	審議会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等委員数	女性比率(%)	審議会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等委員数	女性比率(%)	委員会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等委員数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)						
	松山市												2	1	43	10	23.3	1	0	4	0	0.0											
	今治市												0	0	0	0		0	0	0	0												
	宇和島市												0	0	0	0		0	0	0	0												
	八幡浜市												0	0	0	0		0	0	0	0												
	新居浜市												0	0	0	0		0	0	0	0												
	西条市												0	0	0	0		0	0	0	0												
	大洲市												0	0	0	0		0	0	0	0												
	伊予市												2	1	43	10	23.3	0	0	0	0												
	四国中央市												0	0	0	0		0	0	0	0												
	西予市												0	0	0	0		0	0	0	0												
	東温市												0	0	0	0		0	0	0	0												
	上島町												0	0	0	0		0	0	0	0												
	久万高原町												0	0	0	0		0	0	0	0												
	松前町												0	0	0	0		0	0	0	0												
	砥部町												0	0	0	0		0	0	0	0												
	内子町												0	0	0	0		0	0	0	0												
	伊方町												0	0	0	0		0	0	0	0												
	松野町												0	0	0	0		0	0	0	0												
	鬼北町												0	0	0	0		0	0	0	0												
	愛南町												0	0	0	0		1	0	4	0	0.0											

調査表4-4
市区町村別集計項目(女性公務員の登用)

愛媛県

調査時点コード	1	2022年4月1日	2	その他
---------	---	-----------	---	-----

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	管理職の在職状況																		職務上の地位別職員在職状況																		調 査 時 点 コ ー ド	そ の 他	本庁の防災・危機管理部署への配置状況					調 査 時 点 コ ー ド	そ の 他	
			うち一般行政職						うち一般行政職						うち一般行政職						うち一般行政職						うち一般行政職						うち		うち													
			管理職 総数	うち 女性 数	女性 比率 (%)	管理職 総数	うち 女性 数	女性 比率 (%)	局長 相当 職	うち 女性 数	女性 比率 (%)	次長 相当 職	うち 女性 数	女性 比率 (%)	次長 相当 職	うち 女性 数	女性 比率 (%)	課長 相当 職	うち 女性 数	女性 比率 (%)	課長 補佐 相当 職	うち 女性 数	女性 比率 (%)	係長 相当 職	うち 女性 数	女性 比率 (%)	係長 相当 職	うち 女性 数	女性 比率 (%)	女性 数	女性 比率 (%)	女性 数	女性 比率 (%)	女性 数	女性 比率 (%)													
			1,126	104	9.2	824	60	7.3	156	4	2.6	110	4	3.6	146	8	5.5	117	6	5.1	824	92	11.2	597	50	8.4	1,884	484	25.7	1,267	209	16.5	3,243	1,173	36.2	1,839	498	27.1			141	13	9.2	44	1	2.3		
38	201	松山市	230	24	10.4	169	12	7.1	22	1	4.5	18	1	5.6	73	3	4.1	58	1	1.7	135	20	14.8	93	10	10.8	248	29	11.7	163	9	5.5	886	192	21.7	516	97	18.8	1		20	5	25.0	6	0	0.0	1	
38	202	今治市	101	1	1.0	86	1	1.2	11	0	0.0	10	0	0.0	20	0	0.0	17	0	0.0	70	1	1.4	59	1	1.7	275	40	14.5	202	20	9.9	291	82	28.2	176	44	25.0	1		10	0	0.0	3	0	0.0	1	
38	203	宇和島市	104	11	10.6	42	3	7.1	16	1	6.3	6	1	16.7	0	0					88	10	11.4	36	2	5.6	122	44	36.1	60	5	8.3	178	88	49.4	73	17	23.3	1		9	0	0.0	1	0	0.0	1	
38	204	八幡浜市	37	5	13.5	25	3	12.0	8	1	12.5	4	1	25.0	0	0					29	4	13.8	21	2	9.5	105	33	31.4	65	11	16.9	124	49	39.5	68	13	19.1	1		7	0	0.0	3	0	0.0	1	
38	205	新居浜市	92	9	9.8	70	7	10.0	10	0	0.0	8	0	0.0	29	2	6.9	22	2	9.1	53	7	13.2	40	5	12.5	181	53	29.3	111	34	30.6	140	47	33.6	90	40	44.4	1		11	1	9.1	6	1	16.7	1	
38	206	西条市	95	6	6.3	78	4	5.1	15	0	0.0	13	0	0.0	20	3	15.0	17	3	17.6	60	3	5.0	48	1	2.1	57	10	17.5	42	4	9.5	294	97	33.0	196	56	28.6	1		9	1	11.1	4	0	0.0	1	
38	207	大洲市	65	2	3.1	41	0	0.0	21	0	0.0	9	0	0.0	3	0	0.0	3	0	0.0	41	2	4.9	29	0	0.0	70	8	11.4	59	4	6.8	225	114	50.7	114	32	28.1	1		6	0	0.0	2	0	0.0	1	
38	210	伊予市	29	4	13.8	26	3	11.5	6	0	0.0	6	0	0.0	0	0					23	4	17.4	20	3	15.0	54	24	44.4	37	11	29.7	95	43	45.3	55	13	23.6	1		7	1	14.3	1	0	0.0	1	
38	213	四国中央市	68	7	10.3	52	6	11.5	11	0	0.0	9	0	0.0	1	0	0.0	0	0		56	7	12.5	43	6	14.0	197	55	27.9	125	27	21.6	252	117	46.4	142	59	41.5	1		15	2	13.3	5	0	0.0	1	
38	214	西予市	75	10	13.3	51	4	7.8	20	0	0.0	13	0	0.0	0	0					55	10	18.2	38	4	10.5	108	24	22.2	70	6	8.6	299	150	50.2	118	28	23.7	1		7	0	0.0	1	0	0.0	1	
38	215	東温市	32	5	15.6	23	2	8.7	7	0	0.0	6	0	0.0	0	0					25	5	20.0	17	2	11.8	48	14	29.2	29	5	17.2	52	19	36.5	28	4	14.3	1		3	0	0.0	1	0	0.0	1	
38	356	上島町	22	1	4.5	16	0	0.0	4	0	0.0	3	0	0.0	0	0					18	1	5.6	13	0	0.0	29	11	37.9	19	7	36.8	49	16	32.7	18	4	22.2	1		2	0	0.0	0	0		1	
38	386	久万高原町	24	1	4.2	13	0	0.0	0	0		0	0		0	0					24	1	4.2	13	0	0.0	52	18	34.6	34	8	23.5	72	43	59.7	44	28	63.6	1		3	0	0.0	1	0	0.0	1	
38	401	松前町	21	2	9.5	19	2	10.5	5	1	20.0	5	1	20.0	0	0					16	1	6.3	14	1	7.1	33	15	45.5	26	9	34.6	37	16	43.2	25	9	36.0	1		4	2	50.0	2	0	0.0	1	
38	402	坂部町	16	1	6.3	13	0	0.0	0	0		0	0		0	0					16	1	6.3	13	0	0.0	29	9	31.0	19	1	5.3	51	20	39.2	35	12	34.3	1		5	1	20.0	1	0	0.0	1	
38	422	内子町	27	5	18.5	26	4	15.4	0	0		0	0		0	0					27	5	18.5	26	4	15.4	46	15	32.6	39	8	20.5	65	17	26.2	59	11	18.6	1		4	0	0.0	1	0	0.0	1	
38	442	伊方町	17	0	0.0	15	0	0.0	0	0		0	0		0	0					17	0	0.0	15	0	0.0	38	8	21.1	30	2	6.7	21	5	23.8	20	5	25.0	1		5	0	0.0	2	0	0.0	1	
38	484	松野町	12	1	8.3	10	1	10.0	0	0		0	0		0	0					12	1	8.3	10	1	10.0	14	4	28.6	12	2	16.7	21	13	61.9	15	7	46.7	1		4	0	0.0	2	0	0.0	1	
38	488	鬼北町	16	1	6.3	15	1	6.7	0	0		0	0		0	0					16	1	6.3	15	1	6.7	26	9	34.6	26	9	34.6	33	16	48.5	31	14	45.2	1		5	0	0.0	1	0	0.0	1	
38	506	愛南町	43	8	18.6	34	7	20.6	0	0		0	0		0	0					43	8	18.6	34	7	20.6	152	61	40.1	99	27	27.3	58	29	50.0	16	5	31.3	1		5	0	0.0	1	0	0.0	1	

調査時点	議会関係は2022年7月1日(その他2022年4月1日)
------	------------------------------

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	議員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査							議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。											
				問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問3 問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4 問3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問5 問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6 問5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問7	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他						
				1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない												
				17	1の合計	20	0	18		0						18	18	18	18	18	18	
				1	2の合計	0	15	2		20						1	1	1	1	1	1	
				0	3の合計	0	4			0						0	0	0	0	0	0	
				2	4の合計	0	1									1	1	1	1	1	1	
38	201	松山市	1	松山市職員旧姓使用取扱要領 任命権者は、旧姓使用願の提出があったときは、法律及び条例等の規定に反するおそれのない専ら職員間で使用している文書等で、職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものに限り、当該職員の前職の旧姓の使用を承認するものとする。	松山市議会	1	2	1	松山市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1	
38	202	今治市	1	今治市職員旧姓使用取扱要領 要綱全文	今治市議会	1	3	1	今治市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 第88条第2項 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1	
38	203	宇和島市	1	宇和島市職員旧姓使用取扱要綱第2条 職員は、旧姓使用をしようとするときは、宇和島市職員旧姓使用承認申請書(様式第1号)に戸籍上の氏を証明する書類を添えて、所属長を経て任命権者に提出し、その承認を受けなければならない。	愛媛県宇和島市議会	1	2	1	宇和島市議会会議規則 第2条2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。(第90条についても同様の内容が記載)	2						1	1	1	1	1	1	
38	204	八幡浜市	1		八幡浜市議会	1	2	1	八幡浜市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由をつけ、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。2 議員は、出産のために出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1	1

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査														
			職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で1.を選じた場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問3 問1で1.を選じた場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4 問3で1.を選じた場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問5 問1で1.を選じた場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6 問5で1.を選じた場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない							
				1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選じた場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他	
38	205	新居浜市	1	新居浜市議員旧姓使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、婚姻、養子縁組その他の事由により戸籍上の氏を改めた職員(非常勤職員及び臨時に任用された職員を含む。以下「職員」という。)、改姓前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用する場合の手續等に関し、必要な事項を定めるものとする。 (旧姓使用の承認の申請) 第2条 職員は、旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用承認申請書(第1号様式)により、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。 2 前項の旧姓使用承認申請書は、新居浜市職員の服務等に関する規程(昭和34年訓令第5号)第10条の届出書類に添えて所屬長を経て人事担当課長に提出するものとする。 (承認) 第3条 市長は、前条第1項の申請があった場合において、当該申請に係る旧姓の使用により職務遂行上特に支障がないと認めるときは、当該申請に係る旧姓の使用を承認するものとする。 2 市長は、前項の規定により旧姓の使用を承認したときは、所屬長を経て速やかにその旨を当該承認を受けた職員(以下「旧姓使用職員」という。))に対して旧姓使用承認通知書(第2号様式)により通知するとともに、旧姓使用職員台帳(第3号様式)に記載するものとする。 (旧姓を使用できる文書等) 第4条 旧姓使用職員が旧姓を使用することができる文書等(以下「旧姓使用文書等」という。))は、特別な法律関係を生じさせるおそれのない文書等のうち旧姓の使用により職務の遂行に支障がないと認められるもので、次の各号に該当するものとする。 (1) 単に氏名が記載されたもの (2) 専ら職場内で使用され、職員の同一性の確認が容易にできる内容のもの (3) 公務員の権利義務に係るものであっても、職員の同一性の確認が容易にでき、他の団体等に影響を与えないもの (4) 前各号に掲げるもののほか所屬長が適当と認めるもの (旧姓使用の取りやめの承認等) 第5条 旧姓使用職員が旧姓の使用を取りやめようとするときは、あらかじめ、旧姓使用取りやめ承認申請書(第4号様式)により市長の承認を受けなければならない。 2 前項の旧姓使用取りやめ承認申請書は、所屬長を経て人事担当課長に提出するものとする。 3 市長は、第1項の申請があった場合において、職務遂行上支障がないと認めるときは、当該申請に係る旧姓の使用の取りやめについて承認するものとする。 4 市長は、前項の規定により旧姓使用の取りやめを承認したときは、所屬長を経て速やかにその旨を当該旧姓使用職員に対して、旧姓使用取りやめ承認通知書(様式第5号)により通知するものとする。 (旧姓使用職員等の責務) 第6条 旧姓使用職員は、旧姓を使用するに当たっては、常に市民に対して、又は職場内において混乱や誤解を生じさせないように努めなければならない。 2 所屬長は、所屬職員の旧姓の使用に適切に運用が図られるように努めなければならない。 (承認の取消) 第7条 市長は、旧姓使用職員が前条第1項の責務を怠り、市民に対して若しくは職場内において混乱や誤解を生じさせた場合又は職務遂行上支障があると認められた場合は、当該職員の旧姓の使用の承認を取り消すことができる。 (委任) 第8条 この要綱に定めるもののほか、旧姓の使用に関し必要な事項は、人事担当課長が別に定める。 附 則 (施行期日) 1 この要綱は、平成12年11月2日から施行する。 (経過措置) 2 この要綱の施行の前日、婚姻等により戸籍上の氏を改めた職員が旧姓を使用しようとするものは、この要綱の施行の日から平成12年11月30日までの間に限り、第2条の旧姓の使用の申請をすることができるものとする。	新居浜市議会	1	2	1	2			1	1	1	1	1	1
38	206	西条市	1	西条市職員の旧姓使用に関する取扱要綱 第2条 旧姓を使用することができる文書等は、旧姓を使用しても法令等に抵触するおそれなく、かつ職務遂行上支障がないと認められる文書等とし、おおむね別表に掲げる基準に該当するものとする。 2 公権力の行使に係る文書、職員の身分関係を規定する文書その他職務遂行上又は事務処理上、誤解や混乱を生じさせるおそれのある文書等については、旧姓を使用することはできない。 別表(第2条関係) 旧姓を使用することができる文書等 基準的な文書等の例示 1 対外的に使用されることのあるが、単に氏名の記載にとどまるもの等、特別な法律関係を生じさせるおそれのないもの ① 名刺 ② 名刺 ③ 職員名簿、電話番号簿及び座席表 2 職員の権利又は義務に関係する文書等で、職員の同一性の確認が容易にでき、旧姓使用を原因とする係争が起きるおそれのないもの ① 出勤簿 ② 休憩簿 ③ 時間外勤務命令書 ④ 履歴事項変更届 ⑤ 営利企業等従事許可申請書 ⑥ 職務専念義務免除届 3 専ら組織内部で使用している文書等で、容易に職員の同一性を確認できる内容のもの ① 起案文書の起案者の氏名及び押印 ② 決裁、回覧文書等に係る押印 ③ 業務分担表 ④ 事務引継書 ⑤ グループウェアの登録氏名 4 その他法令上特別な効果を生じるおそれのないもの (1) 研究論文等の発表、講演等 (2) 所屬長が適当と認める軽易な文書等	西条市議会	1	2	1	2			1	1	1	1	1	1

都 道 府 県 コ ロ ド	市 区 町 村 名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																		
			問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問3 問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4 問3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問5 問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。		問6 問5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。		問7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない										
							議会名	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他						
38	207	大洲市	1	大洲市議員の旧姓使用に関する要綱 第1条 この要綱は、職員(臨時任用職員及び非常勤職員を含む。以下同じ。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。))によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。))を使用することに関する必要な事項を定めるものとする。 (旧姓使用の承認申請及び承認) 第2条 職員は、旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用承認申請書(様式第1号)により市長に申請し、その承認を受けなければならない。 2 市長は、旧姓の使用を承認したときは、旧姓使用承認通知書(様式第2号)により、当該職員に通知するものとする。	大洲市議会	1	2	1	大洲市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間前(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1	
38	210	伊予市	1	伊予市職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。))により、戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。))を使用することに関する必要な事項を定めるものとする。 (第2条省略) 第3条 職員は、別表第1に掲げる文書等において、旧姓を使用することができる。	伊予市議会	1	2	1	伊予市議会会議規則 (欠席、遅参又は早退の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、看護、介護、配偶者の出産補助、育児、愚引、災害その他のやむを得ない理由により欠席し、遅参し、又は早退するときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。この場合において、出産のため欠席するときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1	
38	213	四国中央市	1	四国中央市議員の旧姓使用に関する要綱 (趣旨) 第1条 この訓令は、職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条に規定する一般職に属する職員をいう。以下同じ。))が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。))により戸籍上の氏を改めた後においても婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。))を文書等に使用することに関する必要な事項を定めるものとする。	四国中央市議会	1	2	1	四国中央市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため欠席、遅参又は早退するときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1	1
38	214	西予市	1	西予市職員旧姓使用取扱要綱 (旧姓を使用する範囲) 第3条 職員は、次に掲げる場合を除き旧姓を使用できるものとする。 (1) 公権力の行使に関わる場合 (2) 職員の身分に係る場合 (3) 職員の権利・義務に係るもので、他の機関等に支障を及ぼすおそれのある場合 (4) 電算システムの変更が必要となるもの (5) その他職務遂行上又は事務処理上、誤解や混乱を生ずるおそれのある	西予市議会	1	2	1	西予市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1	1
38	215	東温市	1	東温市職員旧姓使用取扱要綱 (承認) 第3条 市長は、前条第1項の申請があった場合において、当該申請に係る旧姓の使用により職務遂行上特に支障がないと認めるときは、当該申請に係る旧姓の使用を承認するものとする。 2 市長は、前項の規定により旧姓の使用を承認したときは、所属長を経て速やかにその旨を当該承認を受けた職員(以下「旧姓使用職員」という。))に対して旧姓使用承認通知書(様式第2号)により通知するとともに、旧姓使用職員台帳(様式第3号)に登録するものとする。	東温市議会	1	3	1	東温市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため欠席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 (欠席の届出) 第31条 委員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届けなければならない。 2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。 (会議中の委員会の禁止)	2					1	1	1	1	1	1	1

都 道 府 県	市 区 町 村	議員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																
			問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問3 問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4 問3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問5 問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6 問5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない										
			議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他					
38	356	上島町	1	上島町議会	1	3	2	2						2	2	2	2	2	2
38	386	久万高原町	4	久万高原町議会	1	2	1	久万高原町議会会議規則 第2条 議員は、事故公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、日数を定めて出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																			
			議員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問3 問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4 問3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問5 問1で1.を選択した場合、休業期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6 問5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない												
				1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他						
38	401	松前町	1	松前町職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、婚姻、養子縁組その他の事由により戸籍上の氏を改めた職員(臨時職員等を含む。以下同じ。)(が、改正前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。))を職場において使用する場合の手續等に関し必要な事項を定めるものとする。	松前町議会	1	2	1	(欠席の届出)第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1	
38	402	砥部町	1	砥部町職員の旧姓使用に関する規程 第1条 この訓令は、婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。))によって戸籍上の氏を改めた職員が、改正前の氏(以下「旧姓」という。))を職場において使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。	砥部町議会	1	2	1	(欠席の届出)第2条(略) 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1	
38	422	内子町	2	伊方町職員の旧姓使用取扱規程 第1条 この訓令は、一般職に属する職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号に定める会計年度任用職員及び同法第22条の3第4項の規定により任用された臨時任用職員を除く。以下「職員」という。)(が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。))によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。))を職場において使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。	内子町議会	1	4	2	伊方町議会会議規則 第2条 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						4	4	4	4	4	4	
38	442	伊方町	1	伊方町職員の旧姓使用取扱規程 第1条 この訓令は、一般職に属する職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号に定める会計年度任用職員及び同法第22条の3第4項の規定により任用された臨時任用職員を除く。以下「職員」という。)(が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。))によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。))を職場において使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。	伊方町議会	1	2	1	伊方町議会会議規則 第2条 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1	
38	484	松野町	4	鬼北町職員の旧姓使用に関する規程 (旧姓の使用)第3条 旧姓を使用することができる文書等は、旧姓を使用しても法令等に抵触するおそれなく、かつ、職務遂行上支障がないと認められる文書等とし、おおむね別表第1に掲げる基準に該当するものとする。	松野町議会	1	3	1	松野町議会会議規則 第2条 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 □ □	2						1	1	1	1	1	1	
38	488	鬼北町	1	鬼北町職員の旧姓使用に関する規程 (旧姓の使用)第3条 旧姓を使用することができる文書等は、旧姓を使用しても法令等に抵触するおそれなく、かつ、職務遂行上支障がないと認められる文書等とし、おおむね別表第1に掲げる基準に該当するものとする。	鬼北町議会	1	2	1	鬼北町議会会議規則 第2条 第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1	
38	506	愛南町	1	愛南町職員旧姓使用取扱規程 第1条 この訓令は、婚姻、養子縁組その他の事由により戸籍上の氏を改めた職員(非常勤職員及び臨時的に任用された職員を含む。以下同じ。)(が改姓前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。))を職場において使用する場合の手續等に関し必要な事項を定めるものとする。	愛南町議会	1	2	1	愛南町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2							1	1	1	1	1	1

調査時点	議会関係は2022年7月1日(その他2022年4月1日)
------	------------------------------

都道府県	市区町村名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査														地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)に、男女共同参画担当部署又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	
		問8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問10 議会におけるハラスメント防止に関する取組を行っているか。	問11 問10で1.を選じた場合、行っている取組みは、次のうちどれか。				問12 問11で、1.を選じた場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問13 内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」の利用	問14 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っているか。	問15 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問16 問15で、1.を選じた場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問17 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。			
		1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設)がされている。(臨時のものも含む) 2. 授乳等に必要の場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 関係するハラスメントを防止している。 2. 議員向け研修を実施している。 3. 関係するハラスメントを防止している。 4. その他	その他内容		1. 利用している。 2. 利用していないが、今後利用予定である。 3. 利用していない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。					1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)	左記で、1.を選じた場合該当部分の規定を記入してください。	
		1	1	4	3	0	0	0		0	0	8			0		
		0	3	5	0	0	0	0		1	6	1			18		
		0	0	11	0	0	1	0		0	14	0			2		
		19	16		0	0	0	0				11					
38	201 松山市	1	2	1	1				松山市議会議員政治倫理要綱 第3条第2項 議員は、セクシャルハラスメント、パワーハラスメントなど、性別等の個人の属性あるいは人格に関わる事項に関する言動によって、相手方に不利益や不快感を与え、あるいはその尊厳を損なう行為をしてはならない。		3	2			2		
38	202 今治市	4	4	2							2	4			2		
38	203 宇和島市	4	4	1	1				宇和島市議会政治倫理条例 (政治倫理基準) 第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。 (8)セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、その他の人権侵害のおそれのある行為をしないこと。		2	1	宇和島市議会議員の通称名等の使用取扱要綱 (使用の範囲) 第2条 議員は、次の各号に掲げる場合において、各号に定める通称名等を使用することができる。 (1)公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第89条第5項において準用する同令第88条第8項の規定により認定を受けた場合 当該認定を受けた通称名 (2)婚姻、養子縁組等の事由により氏に変更があった場合 変更前の氏		2		
38	204 八幡浜市	4	4	3							3	4			3		
38	205 新居浜市	4	4	3							3	1	新居浜市議会議員の通称名等の使用取扱要綱 第2条 議員は、次の各号に掲げる場合において、各号に定める通称名等を使用することができる。 (1)公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第89条第5項において準用する同令第88条第8項の規定により認定を受けた場合、当該認定を受けた通称名 (2)婚姻、養子縁組等の事由により氏に変更があった場合、氏の変更前の氏 2. 前項の規定にかかわらず、議員は、次に掲げる事項については、通称名等を使用することができない。 (1)履歴に関する届出書類 (2)辞職願 (3)議員報酬、費用弁償の支給に関する書類 (4)源泉徴収票の名義 (5)叙位及び叙勲の申請 (6)在職証明書等各種証明書 (7)前各号に掲げるもののほか通称等の使用によって実務上の混乱が生じるおそれがあると議長が判断するもの		2		

都道府県	市区町村	市区町村名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査														地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)に、男女共同参画担当部署又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。
			問8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問10 議会におけるハラスメント防止に関する取組を行っているか。	問11 問10で1.を選択した場合、行っている取組は、次のうちどれか。	問12 問11で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問13 内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」の利用	問14 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っているかどうか。	問15 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問16 問15で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問17 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	1. 位置づけられた規定がある。	2. 位置づけられていない。	3. その他(不明等)		
			1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設)がされている。(臨時のものも含む) 2. 授乳等に必要の場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 関するハラスメント(規定)がある倫理規程に1. 関するハラスメント(規定)がある倫理規程に2. 関するハラスメント(規定)がある倫理規程に3. 関するハラスメント(規定)がある倫理規程に4. その他	その他内容	1. 利用している。 2. 利用していないが、今後利用予定である。 3. 利用していない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めている。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したことはない。							
38	206	西条市	4	2	3							西条市議会議員旧姓使用取扱規程 第3条 議員は、議長の承認を受けたときは、次に掲げる事項を除き、旧姓を使用することができる。 (1) 履歴に関する届出書類 (2) 議員証明書 (3) 議員辞職願 (4) 報酬・費用弁償・その他支給に関する書類 (5) 滯泉徴収票の名義 (6) 叙位・叙勲の申請 (7) 在職証明書等各種証明書 (8) 対外的に法的効果を伴う行政文書 (9) 全国市議会議員共済会に関する各種届出書類 (10) その他旧姓の使用によって実務上の混乱が生じるおそれがあるもの			2		
38	207	大洲市	4	4	3							大洲市議会議員の通称名等の使用取扱要綱 第2条 議員は、次の各号に掲げる場合において、各号に定める通称名等を使用することができる。 (1) 公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第89条第5項において準用する同令第88条第8項の規定により認定を受けた場合 当該認定を受けた通称名 (2) 婚姻、養子縁組等の事由により氏に変更があった場合 変更前の氏				2	
38	210	伊予市	4	4	2							伊予市議会議員の旧姓の使用に関する取扱要綱 (承認) 第3条 議員は、議長の承認を受けたときは、次に掲げる事項を除き、旧姓を使用することができるものとする。 (1) 履歴に関する届出書類 (2) 辞職願 (3) 報酬、費用弁償及びその他支給に関する書類 (4) 滯泉徴収票の名義 (5) 叙位及び叙勲の申請 (6) 在職証明書等各種証明書 (7) 全国市議会議員共済会に関する各種届出書類 (8) その他旧姓の使用によって実務上の混乱が生じるおそれがあると議長が判断するもの				2	
38	213	四国中央市	4	4	3											2	
38	214	西予市	4	4	3							西予市議会議員の通称名等の使用取扱要綱 第2条第1項 議員は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める通称名等を使用することができる。 第1号 公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第89条第5項において準用する同令第88条第8項の規定により認定を受けた場合 当該認定を受けた通称名 第3号 婚姻、養子縁組等の事由により氏に変更があった場合 変更前の氏				2	
38	215	東温市	4	2	3							東温市議会議員旧姓使用取扱要綱 (承認) 第2条 議員は、議長の承認を受けたときは、次に掲げる事項を除き、旧姓を使用することができるものとする。 (1) 履歴に関する届出書類 (2) 議員証明書 (3) 辞職願 (4) 報酬・費用弁償・その他支給に関する書類 (5) 滯泉徴収票の名義 (6) 叙位・叙勲の申請 (7) 在職証明書等各種証明書 (8) 全国市議会議員互助会に関する各種届出書類 (9) その他旧姓の使用によって実務上の混乱が生じるおそれがあると議長が判断するもの				2	

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 する 調 査														地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)に、男女共同参画担当部署又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。			
		問8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問10 議会におけるハラスメント防止に関する取組を行っているか。	問11 問10で1.を選択した場合、行っている取組は、次のうちどれか。	問12 問11で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問13 内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」の利用	問14 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っているか。	問15 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問16 問15で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問17 政治分野の男女共同参画のため実施していることがあればご記入ください。	1. 位置づけられた規定がある。	2. 位置づけられていない。	3. その他(不明等)					
		1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設)がされている。(臨時のものも含む) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	に1. 関する規定(ハラスメント等)がある(ヘイト規制)を設けている 2. ハラスメントを防止する(ハラスメント研修)を行う 3. ハラスメントを防止する(ハラスメント研修)を行う 4. その他	その他内容	1. 利用している。 2. 利用していないが、今後利用予定である。 3. 利用していない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。										
38	356	上島町	4	4	2							2						3	
38	386	久乃高原町	4	4	2							2						2	
38	401	松前町	4	4	3							3						2	
38	402	砥部町	4	4	3							3						2	
38	422	内子町	4	4	1	1						2						2	
38	442	伊方町	4	4	3							3						2	
38	484	松野町	4	4	2							3						2	
38	488	鬼北町	4	4	3							3						2	
38	506	愛南町	4	1	1			3				2	3	1				2	
														愛南町議会議員の旧姓通称名の使用基準 令和3年4月26日(趣旨) 愛南町議会議員(以下「議員」という。)が議会において使用する氏名について、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第88条第8項及び第9項に規定する通称の使用が認定された氏名(以下「通称名」という。)の使用又は議員が婚姻・養子縁組等の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍の氏を改めた後引き続き、若しくは一定期間経過後婚姻等の前の戸籍の氏を使用することについて、必要な事項を定めるものとする。 (旧姓通称名の使用) 議員は、議長の許可を受けたときは、次に掲げる事項を除き、通称名又は婚姻等の前の戸籍の氏(以下「旧姓通称名」という。)を使用することができるものとする。 (1) 履歴に関する届出書類 (2) 議員証明書 (3) 辞職願 (4) 報酬、費用弁償及びその他支給に関する書類 (5) 源泉徴収票の名義 (6) 叙位及び叙勲の申請 (7) 在職証明書等各種証明書 (8) 全国町村議会議員共済会に関する各種届出書類 (9) その他通称名等の使用によって実務上の混乱が生じる恐れがあると議長が判断するもの(旧姓通称名使用の申請等) 議員は、旧姓通称名を使用しようとするときは、旧姓通称名使用申請書(様式第1号)を議長に提出し許可を得なければならない。 議長は、前項の申請書の提出があった場合において、議会運営委員会に諮り、議会の会議における議事整理上、又は議員としての活動上支障がないと許可したときは、旧姓通称名使用許可通知書(様式第2号)により、当該議員に通知するものとする。 (旧姓通称名使用の中止) 通称名等を使用している議員が、その使用を中止しようとするときは、旧姓通称名使用中止届出書(様式第3号)を議長に提出しなければならない。 (責務) 旧姓通称名を使用する議員は、使用するに当たって、議員活動及びその関連する事務処理に誤解や混乱が生じないように努めなければならない。					